

兵庫県住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置特別融資
設置設備に係る確認書

兵庫県知事 様

契約者名

設備種別*

メーカー名

型式・型番

※ 以下のうち、あてはまる名称を記入願います(⑩は工事の内容も記載のこと)。

- ①住宅用太陽光発電設備、②家庭用燃料電池コージェネレーションシステム
- ③家庭用蓄電池 (V2H 以外・V2H)
- ④家庭用太陽熱利用設備 (自然循環式・強制循環式)
- ⑤内窓または複層ガラス、⑥家庭用ヒートポンプ式電気給湯器
- ⑦家庭用潜熱回収型ガス給湯器、⑧家庭用潜熱回収型石油給湯器
- ⑩省エネ化工事 (〈工事の内容〉)

上記設備は、実施要領第 6 に定める融資要件のすべてを満たしていることを確認しました。

年 月 日

住 所

会社名

設備種別	要件										
太陽光発電設備	<p>1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>2 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力(対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格(以下、JISという。)に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。)</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力(対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。)</p> <p>3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="391 660 1516 855"> <thead> <tr> <th>太陽電池セルの種類</th> <th>太陽電池モジュールの変換効率基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>(3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。</p> <p>イ メーカー等による太陽光発電設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p>	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
家庭用燃料電池 コージェネレーションシステム	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。										
家庭用蓄電池	<p>1 V2H以外 蓄電池容量が1kWh以上で、定格出力が500W以上のもの。</p> <p>2 V2H(ヴァイクル・トゥ・ホーム) 国のクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助金の対象となる設備となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。</p>										
家庭用太陽熱利用 設備	国のこどもみらい住宅支援事業の対象となるもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。										
内窓または複層ガラス											
家庭用ヒートポン プ式電気給湯器											
家庭用潜熱回収型 給湯器(ガス、石油)											
省エネ化工事 (冷暖房設備等)	<p>1 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が5つ星であるもの</p> <p>2 LED照明器具(電池を電源とするもの、LEDと蛍光灯が一体となっているものは対象外)</p> <p>3 節水型トイレ(JIS A5207:2011に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又はJIS A5207:2019に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有するもの。)</p>										